

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第120回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年2月2日（水）14時00分～14時55分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、  
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

北林総合通信基盤局電気通信事業部長、  
川野料金サービス課長  
寺本料金サービス課企画官  
瀬島料金サービス課課長補佐  
片桐消費者行政第一課長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3147号】

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

【諮問第3146号】

## 開 会

○三友部会長 改めまして、皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第120回）を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、御発言の際にはマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項2件でございます。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3147号】

○三友部会長 初めに、諮問第3147号、電気通信事業法施行規則の一部改正について審議いたします。

本件は昨年12月3日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、昨年12月4日から本年1月7日までの間、必要的諮問事項以外の事項も含めた省令案全体について総務省において意見招請を実施いたしました。その結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、ユニバーサルサービス委員会の主査であります関口専門委員より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、関口専門委員、よろしくお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 ユニバーサルサービス委員会主査を務めております関口でございます。それでは、諮問第3147号、電気通信事業法施行規則の一

部改正につきまして、ユニバーサルサービス委員会における調査検討の結果を御報告いたします。

資料120-1を御覧ください。資料下側の通し番号14ページに本件の改正概要についての記載がございます。本件は、情報通信審議会において、令和3年7月7日に取りまとめられた「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」の答申を踏まえ、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加及び第一種公衆電話の設置基準の緩和について、ユニバーサルサービスの範囲が規定されている電気通信事業法施行規則の改正を行うものでございます。

本改正案につきましては、先ほど三友部会長から説明がございましたとおり、昨年12月4日から本年1月7日までの間、総務省において意見募集が行われました。その結果、9者から意見の提出がございました。これを受けて、1月25日に開催したユニバーサルサービス委員会におきまして、諮問事項の省令改正案及び提出された意見に対する考え方についての検討を加えまして、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページにございます報告書の1に示しましたとおり、改正案については、「調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問された省令案に必要な応じて法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる」と報告いたします。また、総務省に対して、報告書の2に示しました措置を講じていただくことが適当であると整理させていただきました。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号3ページから12ページに取りまとめております。

報告書の詳細について、引き続き、総務省から説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　それでは、引き続き、総務省から御説明をさせていただきます。

先ほど関口主査から御説明がございましたので、今回の省令改正の概要は14ページにつけてございますけれども、詳細についての御説明は省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、3ページを御覧いただければと思います。今回の意見募集に対しては、個人から6件、法人から3件の意見の提出があったところでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページでございます。まず意見1、ソフトバン

クから本省令案に賛同と御意見を頂戴いたしました。

考え方1として、賛同の御意見として承りますとされています。

続いて、意見2、こちらはKDDI、ソフトバンクから御意見を頂戴しました。第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、国民・利用者に対して、NTT東西による積極的な周知・広報が行われることが必要としております。

考え方2としまして、第一種公衆電話の効率化については、今後、NTT東西において適切に実施されることが求められるものであり、NTT東西による第一種公衆電話削減の計画及び取組については、国民・利用者に対して必要な情報が提供されることが必要と考えます。このため総務省からNTT東西に対し、第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びに両者の取組についての適切な周知・広報の実施を求めることが適切と考えます。あわせて、総務省においても今般の改正による制度変更及び変更後の制度の概要について周知・広報を行うことが適当であると考えますとされています。

続いて、意見3でございます。こちら楽天モバイルからでございます。第一種公衆電話の効率化に当たっては単なる撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も踏まえ、その位置づけの見直し等による利用者利便の低下の抑制も考慮の上検討すべきとの御意見でございます。

考え方3としましては、NTT東西において御意見にある点も踏まえて、第一種公衆電話の効率化を進めることが適当と考えます。また、各地域の実情にも配慮することが適当と考えます。2つ目の丸で、総務省においては、NTT東西に対し第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表等を求め、両社の実施状況を注視していくことが適当と考えますとされています。

続いて、意見4、こちら個人からでございます。第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべきとあるが、必要とされる場所または基準を明示してほしいとの御意見でございます。あわせて、2つ目の丸でございますけれども、複数台設置についてのコメントがございます。同一場所には2台までなど上限をつけるべき、このような御意見を頂戴しました。

考え方4でございます。諮問された改正案においては、「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所」と、設置すべき場所について一定の基準が示

されています。他方で、実際の具体的な設置場所については、これを法令で一律に定めると各地方の実情にそぐわない硬直的な制度となってしまうおそれがあることから、一定の基準を示した上で、各地方の実情を踏まえて柔軟に対応することができることとする改正案を適当と考えます。

N T T東西においては御指摘の複数台設置されている箇所における使用頻度も含め、各地方の実情に配慮した上で第一種公衆電話の効率化を図ることが適当と考えますとされています。

続いて、意見5、常設の公衆電話は非常時以外あまり使われないため、現状を変える工夫を行うことで公衆電話を減らさないでほしい、このような御意見を個人から頂戴しました。

考え方5でございます。令和2年度に総務省が行ったアンケート調査において、携帯電話があったため、公衆電話を使う必要がなかったとの回答が75%であったように、携帯電話の普及による常設の公衆電話の利用が大きく減少している状況である一方、災害時公衆電話のニーズは高まっていると承知しています。こうした状況を踏まえ、公衆電話サービス全体を維持するための費用が実際の利用ニーズに応じた費用配分となるよう、第一種公衆電話の効率的な設置に向けて基準を緩和する改正案は適当と考えますとされています。

続いて、意見6でございます。こちらは楽天モバイル、ソフトバンクからでございます。新たに基礎的電気通信役務として位置づけられる事前設置型災害時公衆電話の費用負担の在り方について検討すべきとの御意見でございます。

考え方6でございます。事前設置型災害時公衆電話を含む公衆電話の費用負担の在り方については、現在、情報通信審議会で検討されていると承知していますとされています。

続いて、意見7でございます。こちらは省令改正の技術的な修正に対するコメントでございますので、説明は省略させていただきます。

考え方7としましては、総務省において、法令上の修正の必要性の有無について検討することが適当と考えますとされています。

続いて、意見8、こちらデジタル庁と連携してサービス向上につながる法整備に努めていただきたいとの御意見を頂戴しました。

考え方8としましては、今回の省令改正に対するものではございませんので、いただ

いた御意見に対しては参考として承りますとされています。

意見 9、公衆電話ボックスを設置している土地の費用が有料であり、第一種公衆電話は公共性があり、本当に必要なところに設置しているのであれば、無料にすべき。このような御意見を個人から頂戴しました。

考え方 9 としましては、先ほどと同様でございますが、いただいた御意見については参考として承りますとされています。

続いて、意見 10、こちらユニバーサルサービス全体に対するコメントも併せて頂戴してございます。個人からでございます。ユニバーサルサービス料は二重課税と同じである。自治体ばかりに負担を押し付けず、衛星通話など活用促進し、公衆電話の多くは廃止したほうが良い。ダイヤルアップ回線の用途でも使えないため、本当の非常時ほどインターネット回線による IP 電話など活用したほうが混み合わず柔軟に対応できる。このような御意見のほかに、下から 3 段落目でございますが、公衆電話であれば、行政施設に限るなど時代に合わせた運用をしていかなければならないとか、公衆電話ボックスが無くなるだけで、少しだけ土地の有効活用ができる。このような御意見を頂戴しています。

考え方 10 でございます。本案における意見募集の対象についてはございませんので、いただいた御意見については参考として承ります。なお、ユニバーサルサービス制度の負担金は電気通信事業者が負担するものであり、自治体が負担しているものではありませんとされています。また、今回の省令改正の趣旨について、併せて御説明がなされています。

本案は、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」において示された災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけ、交付金による補填を行うことで安定的な提供を確保すること及び戸外における最低限の通信手段としての役割がある第一種公衆電話について設置基準を緩和することで効率化を図り、災害時用公衆電話と併せて総額としての負担を増やさないことを実現するための制度改正案と承知しています。改正案では第一種公衆電話の設置基準の緩和と併せて設置すべき場所についての一定の基準を示されており、その目的の実現のために適当と考えます。

続いて、意見 11、こちら電柱所有者と土地使用契約を締結している当該土地所有者の不安が高まっているため、以下の 2 点を要望する。ユニバーサルサービスを理由に土地使用料を現行のまま据え置くべきとの考え方であれば、土地使用契約期間を 10 年未

満に短縮・有期限化すること、伝送路設備の地中化のスピードアップ、このような御意見を頂戴いたしました。

ユニバーサルサービスと土地使用契約について、電気通信事業法上の規定については直接関係しているものではないので、考え方11としまして、いただいた御意見については参考として承ります、このような考え方を整理いただいたところでございます。

ページを戻っていただきまして、1ページ、ユニバーサルサービス委員会で取りまとめたいただいた報告書について改めて御説明させていただきます。

1番については、先ほど関口主査から御説明がありましたように、2行目、諮問された省令案に必要な応じて法令上の修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

2番として、総務省に対する要請事項をいただいているところでございます。(1) NTT東西に対する報告等の求めということで、NTT東西に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減の計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知・広報の実施を求めること。また、削減計画の作成に当たっては、各地域の実情に配慮することを求めること。(2) 制度見直しに関する周知・広報として、今回の省令改正による制度変更及び変更後の制度の概要について国民に対し周知・広報を行うこと。このような報告書を取りまとめたところでございます。

2ページに、答申書案をつくらせていただいております。こちら、報告書を踏まえまして、つくっております。

こちらからの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。

○森委員 それでは、一般的なことですが、お願いしてよろしいでしょうか。

○三友部会長 森委員、よろしく申し上げます。

○森委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。今回の結果について、何か意見というわけではないのですが、個人の意見等を拝見しますと、ユニバーサルサービスの考え方についてあまり御存じないところがまだ結構あるのかなと感じたところです。私も、以前勉強して分かったことですがけれども、もし仕事でなければ、長い間、ユニバーサルサービスとの単語は耳にしても中身は分からなかったかもしれま

せんので、ぜひ分かりやすい情報の周知に努めていただけるといいかなと思いました。事業者の御意見の中にも似たような御意見がありましたけども、やはり一般に分かりやすく知っていただくことは重要なのではないかなと思いましたので、御意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○三友部会長 どうもありがとうございます。大変貴重な御指摘だと思います。

事務局から、ぜひ御返答いただければと思いますが、いかがでしょう。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。こちら、まさに森委員がおっしゃったとおり、周知・広報については今後も重要な事項と承知してございます。また、災害時用公衆電話や第一種公衆電話の設置基準の緩和について、今回制度を見直すことになりましたら、やはりそれについても併せて必要な周知・広報を行うことが大切だと思っておりますので、こちらも併せて適切な周知・広報について行ってまいりたいと思います。

御意見ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

すみません。関口主査、何かもしあればよろしくお願いいいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 森委員、どうもありがとうございました。周知・広報は極めて大切なことだと思っておりますし、それから、支援業務、支援機関としての電気通信事業者協会内に設けられているユニバーサルサービス業務の支援業務諮問委員会でも新聞報道、それから、ネットでの広報等を実施してきております。そういう中で新たな制度についても広報を図っていきたいと思っておりますが、いかんせん、ユニバーサルサービス基金への拠出の中からそういった広報費も捻出しなければいけないこともあって、あまり潤沢な資金を使って広報ができるわけではないので、一定の制約はあるのですけれども、制度立ち上げ時以来、電気通信事業者協会でも総務省と一致協力しながら広報活動を進めていますので、今回の制度改正につきましても、今後とも周知を徹底していただくように改めて総務省にもお願いしたいと存じます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

森委員、よろしいでしょうか。

○森委員 御丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございました。

○三友部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。



○山下委員 質問してもよろしいでしょうか。

○三友部会長 お願いいたします。

○山下委員 6ページの個人Bの意見で、その人が複数台設置の場合に何とかとお書きになっていたのですが、ああ、そうかと私も前は気がつかないのですが、今回気がつきました。そのことに関連して、右肩の18ページに、第一種公衆電話の設置基準の緩和という、このメッシュの削減とマトリックスのものが出ております。これで、NTT東西の費用削減として考えると、例えば2台、同じ場所についているものを1台にする削減は、あまりコスト削減につながらないのではないかと思います。でも、恐らくそのようなことも行われるのだろうと。

それから、もう一つ考えたのは、大きな4マスになったときに、この4マスの真ん中あたりに既に十字路のところですか、そこの辺りに集中して、例えば4台についていたときですね。このときに、別のメッシュのもっと遠いところにも台数があるけれども、この4台、もともとすごく近傍の4マスについていた場合でも、NTT東西にとっては、この4マスを残すと恐らくコスト削減になるのではないかなど。しかし、もともとの意図は大きな4マスの中にもっと均等に点在することが望ましいのではないかなどと思いました。その辺りは、今後、総務省で、NTT東西がどこを残す、残さないとの地理的な関係とか、ニーズとかを見ていかれることになるのでしょうか。コスト削減を優先するのか、メッシュの均等化を優先するのか、そういう意図での質問でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。どういたしましょう。関口主査、何かあればお答えいただければと思いますが、もしなければ事務局からお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 先に振っていただきましたので、私から、可能な範囲で説明をさせていただきます。総務省から補足的に補っていただければと思います。

今、山下委員から幾つか御指摘がございました。個人からの複数台設置の件に関しましては、可能性としては第一種公衆電話と第二種公衆電話が実は混在している可能性もあるのではないかと思います。ユニバーサルサービスとして義務化をしているのは第一種公衆電話のみですけれども、たまたま複数台を置いてあるところに第二種公衆電話が併設されて置いてある。これはある程度、利用実績があつて、第二種公衆電話は義務ではありませんので、利用実績のあるところは残しながら、利用実績の極めて少ないところから、順次、外しているような状況がありますが、そこがたまたま1か所に複数台

設置あったような気がいたします。したがって、第一種公衆電話として同一場所に2台あるとあまり想定できないかなとは思っておりますので、この第二種公衆電話については、NTT東西の独自の判断が可能になってきますので、同一場所複数設置のうち、少なくとも上限2台までとかつけるべきとの御指摘についても、NTT東西の第二種公衆電話の判断次第のところはあるのではないかと考えています。

それからもう1点、メッシュの均等化を優先するのですが、今後NTT東西で、このメッシュを拡大した状況での第一種公衆電話の管理方針については、計画をお出しいただくことになると思いますけれども、ただ現状では、改正前の状況で言いますと、公衆電話は、原則として戸外にあって、しかもNTT東西の運用上、公道上に置いてある前提で、第一種公衆電話を管理してきたこともございまして、実際の利用実態から言うと、それこそ病院ですとか、学校内ですとかといった利用頻度の高いところは戸内にあるケースもございまして、今回、そこについても利用実態に合わせて、必ずしも公道上、戸外である限定をしなくても、入り込んだ戸内でも可能なようにしたりしていますので、今後ともメッシュが単純に4倍になったからといって、そこを均等化することだけを優先することにはならないと理解いたしております。

私からは以上ですが、総務省から少し訂正なり、補足なりしていただければ幸いです。

○三友部会長　それでは、総務省、お願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　総務省でございます。訂正ではございませんけれども、実際に複数台設置されている場所はどのようなところがあるか、それが第一種公衆電話なのか、第二種公衆電話なのか、複数台設置されているもののうち1つ以外の残りは第二種公衆電話であるかまでは、今の時点で明確に申し上げる材料はないですけれども、実際に複数台設置されている箇所について、確かにその数を削減するよりは、ほかの散らばったところを削減すれば、そこに行く時間の費用がかからなくなるもので、コスト削減としての意味は確かに高くなると思いますけれども、利用者の皆様の利便性を考えると、集中的にあるよりはまばらにあれば使い勝手がいいだろうこともございますので、まさにそういった使い勝手、利用者利便の低下とコスト削減、それを両にらみでやりながら、今後、どのようなところを削減していくのかを考えていかなければいけないだろうと思っておりますのでございます。

先ほど言いましたように、メッシュの境にあるところをどのようにするかは、全体を

通して、例えば利用頻度が高いのかどうか、利用頻度が少ないのであれば少なくしていくこともあるのかなと思いますが、今後、実際に、具体的にどういったところに設置されているのかはNTT東西で把握して、削減計画をつくられると思いますので、そちらについて引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

○三友部会長 山下委員、よろしいでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

そのほかにもし御質問があれば、よろしいでしょうか。

もし、ほかに御意見がございませぬようでしたらば、諮問第3147号につきまして、お手元の答申案のとおり、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について【諮問第3146号】

○三友部会長 続きまして、順番が逆になっていますけれども、諮問第3146号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案につきまして、審議をいたします。

本件は、昨年11月19日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、昨年11月20日から本年1月7日までの間、必要的諮問事項以外の事項も含めた省令案等につきまして、総務省において意見招請をいたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○片桐消費者行政第一課長 ありがとうございます。消費者行政第一課長の片桐でございます。よろしくお願ひいたします。

本改正は、電気通信事業法の施行規則について、大きく3点、具体的には電話勧誘における説明書面を用いた提供条件の義務化、利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化、期間拘束契約に係る違約金等の制限について改正をするものでございます。あわせて、これに付随して幾つかの規定を改正するというものでございます。

まずは、本改正案についてのパブリックコメントの結果について御説明をさしあげた

いと思います。

資料の9ページを御覧ください。本件、意見提出総数は、法人団体10件、個人1件の合計11件でございました。具体的な中身は10ページ以降でございますので、こちらについて説明をさせていただきます。

まず10ページ、総論についてでございますが、これは賛同意見のみでございました。

続いて11ページを御覧ください。電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化についてでございます。意見1-1は案に賛同するものでございました。ただ、この賛同の御意見でございますけれども、引き続き電話勧誘でトラブルが減らない場合には、不招請勧誘の禁止等を再度検討いただきたいといった要望がございました。

これを踏まえまして、考え方には、なお書きではございますけれども、今回の措置によって電話勧誘に起因するトラブルの解決に十分な効果が見られない場合にはより強い規制を検討することが適当と考えますと付言させていただいております。

続いて意見1-2でございます。こちらは電話販売という手法を一律に規制対象とすることは過剰ではないかと、こうした御意見でございます。

これに対する考え方としては、本規定の改正により、利用者が求める場合には、従前どおり、その方法によることができます。したがって、利用者に対して適切な対応を行う事業者にとっては過度な負担にはならないと考えますので、その旨記載させていただいております。続いて、意見1-3でございます。こちらはガイドラインにおいて事例記載を充実させるべきといった御指摘でございます。

この点について、考え方では、必要に応じてガイドラインの事例記載の追記等を検討することが適当と考えます、とさせていただきます。また、なお書きでございますけれども、万一、電気通信事業者等と消費者との間で認識に齟齬が生じた場合は、举证責任は事業者にある旨も付記させていただいております。

続いて、13ページ、意見1-4でございます。こちらは意見というよりは質問でございましたので、考え方におきまして制度の説明を記載させていただいております。

続いて、14ページを御覧ください。利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講ずることの義務化でございます。こちらは賛同意見のみでございました。

続いて、15ページを御覧ください。3の期間拘束契約に係る違約金等に関する制限、まずは違約金に関してでございます。意見3-1は賛同するという御意見でございます。意見3-2は、これは過剰規制ではないかとの御指摘でございます。これにつきまして

は、考え方の3-2を御覧いただければと思いますが、違約金の額の多寡は中途解約率を下げるための一手段にすぎません。他の方法を組み合わせることによりまして、従前どおり利用者を引き止めることは十分可能と考えます。したがって、期間拘束契約とのビジネスモデルを過度に制約し、利用者利便の低下をもたらすことはないと考えます、とさせていただきます。

続いて、17ページを御覧ください。意見3-3でございます。こちら質問でございますので、制度の説明を考え方に書かせていただいております。

続いて、4、開設工事費に関しての部分でございます。まず、意見4-1は案に賛同するものでございます。意見4-2は、関連する契約を後から追加するケースにおいても当該契約の工事費を請求できるようにすべきとした御意見でございます。これに対しては、御指摘のとおり、有償継続役務の提供に必要な工事が単独で行われる場合についても、また、契約時だけでなく、契約期間中に行われた工事についても、解約時に利用者に請求できるようにすることは合理的と考えます、とさせていただきます。また、この点を踏まえまして、原案を修正することが適当とさせていただきます。

続いて、意見4-3でございます。無派遣工事についても電気通信役務の提供に必要な工事であり、引込線等に付随する工事であるので、対象とすべきだといった御指摘でございます。こちらにつきましては、考え方の4-3を御覧いただければと思いますが、スイッチング円滑化の観点から踏まえると、利用者都合による場合を除き、解約時に違約金とは別に利用者に請求できる金額は最小限とすべきです。この観点から、原案では工事費等については他に転用できない設備として告示するものに係るもの等に限り、契約期間に応じた低減した額を解約時に利用者に請求できることとしています。このように基本的な考え方を書かせていただいた上で、なお書きとしまして、無派遣工事のうち、引込線等に係る工事に該当する部分があるのであれば、規定に基づいて費用を請求できます、としております。また、対価に該当する場合には、規定に基づき、対価として利用者に請求することができるとしております。ただし、いずれの場合であっても、引込線を設置する工事が行われていないにもかかわらず、その工事に要する費用を解約時に利用者に請求することは、規定の趣旨に照らして不相当と考えます、とさせていただきます。

続いて、19ページの5、期間拘束に係る違約金等に関する制限の撤去工事に係る部分でございます。意見5-1でございます。これは撤去工事費の請求可能額については、

契約期間に関わらず、実費相当額であれば、請求できるようにしてほしいとの御指摘でございます。こちらについても考え方は先ほどと同様でございます。スイッチング円滑化の観点を踏まえると、利用者都合による場合を除き、解約時に違約金とは別に、利用者に請求できる金額は最小限とすべきです。この観点から、原案では事業者都合による撤去工事に要する費用については、解約時に全額ではなく、契約期間に応じて低減した額を利用者に請求できることとしています。したがって、実費相当額であったとしても、これを解約時に全額請求することは不相当と考えます、としております。

また、意見の中で、改正案に沿って、これまで解約時に実費相当額の請求をしていた撤去工事費用を原価に算入して、24か月までの利用料で回収する場合には、利用者が支払う利用料を値上げせざるを得ないとの御指摘もございました。この点に関して、なお書きですけれども、利用者が契約から解約までに支払う額が同じであることから、実質的には値上げではありません。むしろ、支払い総額を月額に換算した額が明確になるため、消費者保護の観点からは望ましいと考えます、とさせていただきます。

この下の意見についてでございますけれども、こちら撤去工事の議論について、スイッチング後の事業者が宅内配線を再利用することが前提となっているのではないかと御指摘をされているのですが、そのようなことを前提とするものではないとしています。

また、これに加えて、解約に伴う工事の実費相当額を回収できないことは、事業者にとって合理的なものと思えないとの御指摘がございました。これについても、解約時以外であれば、従前どおり、自由に費用請求することは可能でございますので、この指摘は当たらないと考えます、としております。また、なお書きでございますけれども、解約時に行われる作業等の費用を利用料の一部等として解約時以外に利用者に請求することは、電気通信事業分野も含め、広く一般的に行われている旨を付言しております。

続いて、21ページ、こちら、貸与した電気通信設備の使用料等の部分でございます。こちらについては賛同意見のみでございました。

続いて、22ページでございます。期間拘束の関係のその他の意見でございます。意見7-1、こちらは、事業者変更手数料についても解約時に全額請求できるようにすべきといった御指摘でございます。こちらについての考え方でございますが、まず、事業者変更に係る作業は工事に当たりません。したがって、原案では、その費用を解約時に請求することはできないことになってございます。しかしながら、工事以外の作業に要する費用の請求を一切認めないことは必ずしも合理的ではないと考えますので、作

業についても工事と同様に解約時に利用者に請求できるようにするよう、原案を修正することが適当と考えます、とさせていただきます。

他方で、先ほど来繰り返していますように、スイッチング円滑化の観点から踏まえ、利用者都合による場合を除き、解約時に違約金とは別に利用者に請求できる金額は最小限とすべきです。この観点から、原案では、解約時に利用者に費用の全額を請求できるものを、利用者の求めに応じて行われる工事等に限定しています。この利用者の都合を省令案では「利用者の求めに応じて」と規定しておりますが、この点について、意見では、事業者変更は、事業者側でコントロールできるものでないため、これは「利用者の求めに応じて」なのではないか、といった御指摘がなされているところでございます。この点について、確かに事業者変更は転出を希望する「利用者の求めに応じて」行われるものでございますけれども、利用者が合理的に事業者を変更する際に必須の手続きでありまして、これは利用者都合とは言い難いことから、規定の趣旨からは外れていると考えております。したがって、規定の趣旨を明確化するため、「利用者の求めに応じて」行われる工事等のうち、事業者変更に必要なものにあつては専ら利用者の利便を図るために行われるものに限る旨を加えることが適当と考えます、とさせていただきます。また、なお書きとして、本改正は、事業者変更に係る費用負担を利用者負担とした整理を変えるものではありません、とさせていただきます。また、一般的に、先ほどと同様でございますけれども、解約時に行われる作業等の費用を、解約時以外に利用者に請求することも広く行われていることを考えますと、これが利用者間の公平性に問題があるとか、お客様の理解を得ることは極めて困難とかといった御指摘も当たらないと考えています、とさせていただきます。

続いて、意見7-2でございます。これは今回の修正とは直接関係がございませんので、参考意見とさせていただきます。

続いて、24ページ目を御覧ください。8の提供条件の説明でございます。こちらは、契約時の義務的説明事項に、レンタル品が返却されなかった場合の損害賠償請求額を記載するよう規制を修正するものでございます。意見8-1は案に賛同するものでございます。意見8-2は、意見というよりは質問でございますので、考え方8-2に制度の考え方を書かせていただいているものでございます。

続いて、9番目の法人契約についてでございます。これは、法人契約の範囲を精緻化するという改正についてのものでございます。意見としましては、賛同意見が1件でござ

ございました。

最後、25ページの10、施行時期等でございます。こちらは違約金に係る規定について、既往契約の更新契約等に対しては当分の間適用しないといった特例についての規定に関するものでございます。意見10-1は賛同意見でございます。こちらですけれども、後ほど申しますが、規定ぶりに若干不備がございまして、原案では既往契約自体が本項の対象として読めないことが分かりましたので、これを加える修正を行うことが適当とさせていただきます。

続いて、意見の10-2でございます。こちらは、規定の範囲、解釈等について明確化される必要があるとの御指摘でございます。これに対しては、考え方の最後の段落でございますけれども、御指摘を踏まえてガイドラインを追記することが適当と考えます、とさせていただきます。

今回、パブリックコメントにつきましては、先ほど三友部会長から御説明ございましたように、諮問対象以外のものも併せて実施しました。それらに対する意見については、26ページ、27ページに参考意見と書かせていただきました。

続いて28ページ以降を御覧ください。今のパブリックコメントを踏まえまして、規制内容をどのように直したかについて説明をさせていただきます。諮問時の改正案からの見え消しは、青と赤で書かせていただいた部分になります。

まず29ページ、30ページ、こちらについて変更はございません。

31ページでございます。こちらの変更部分については、規定ぶりの適正化の問題でございまして、内容に係るものではございません。

続きまして、32ページでございます。ハのところには有償継続役務についても対象となるよう、また、工事以外の作業についても対象となるような修正を加えました。また、契約の期間内に工事が行われた場合も、その工事について対象となるような修正を行っております。2の部分については、今申し上げた修正のみでございます。残りは規定の適正化の修正でございます。

続いて、33ページでございます。ホの部分につきましては、先ほど申しました、利用者の求めに応じて行われることが、他の電気通信事業者への乗換えの場合においては限定になっていなかったことを踏まえまして、これに対して専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限るという限定を加えているものでございます。その他は、先ほど申し上げたとおりでございます。



へ、トの修正は、いずれも規定ぶりの適正化での修正でございます。

続いて、34ページ、35ページは、修正はございません。

最後の36ページでございますけれども、こちらは、先ほど御説明しました既往契約について含まれていなかったとの修正をしたほか、軽微変更についてもここに加えて構わないのではないかと考え、その旨の修正をしているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページにお戻りください。このような形で電気通信事業法施行規則の一部改正をすることについてお認めいただければと考えているところでございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、お申出いただきたいと思っております。それでは、大谷委員、よろしく願いいたします。

○大谷委員　　大谷でございます。丁寧な御説明をありがとうございました。この点につきまして、パブコメに対する考え方の部分ですけれども、たくさんコメントが寄せられておりますので、それぞれに丁寧に考え方の案を示していただいているところですが、少し気になりましたのが16ページでございます。ソフトバンクより過剰規制であるとの御意見をいただいていることについてですけれども、この3-2の考え方についてコメントとして書くべきことは、現在、電気通信サービスの解約をめぐって消費者からの苦情などが多数寄せられているなど、解約をめぐって問題について利用者の利便性を損ねるような事態になっていることから、今回の1か月のサービス料相当額までの契約解除料の上限を設けることは、必要最小限の規制と言えとの御回答をすべきではないのではないかなと思っております。案のところについてはそのような趣旨で書いていただいているものだと思いますけれども、利用者利便の低下をもたらすことにはならないとの言い方ですので、多分ご質問いただいたことに直接回答した形にはなっていないのではないかなと思っております。私自身は料金面での規制は最小限であるべきだとの基本的な考え方そのものについては、ソフトバンクの御意見に共鳴するところではありますけれども、今回導入されている解約金の上限については、「消費者保護ルール在り方に関する検討会」におきましても、実際に利用者の皆様から寄せられている苦情などを踏まえて、また、特定商取引法などに定められているその他のサービスですね、学習塾などの月額料金型のサービスなどと比較検討した上で、最小限のものとして定めて

いただいているというふうに理解しておりますので、その点を御回答いただくことがより今回のルールについて理解していただくことにつながるのではないかと思いますので、一言述べさせていただきます。

以上でございます。

○三友部会長　大谷委員、どうもありがとうございました。大変重要な御指摘だと思いますが、この点、総務省、いかがでしょうか。

○片桐消費者行政第一課長　消費者行政第一課長の片桐でございます。大谷委員に御指摘いただいたことはごもっともでございます。全く異論がございません。したがって、御指摘の方向で修正させていただければと考えております。いかがでしょうか。

○三友部会長　ありがとうございます。大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員　はい、ありがとうございます。

○三友部会長　では、その方向で修正をお願いいたします。

続きまして、西村委員、お願いいたします。

○西村委員　どうもありがとうございます。全相協の西村です。私は、施行時期についての御質問です。当分の間適用しないのは理解はできるのですが、せっかくの改正の意味がはっきりしないまま長期間経過することも望ましくないので、いつ頃どのように当分の間を考え直す御予定があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、総務省、よろしくをお願いいたします。

○片桐消費者行政第一課長　西村委員、御指摘どうもありがとうございます。原案において、当分の間、既往契約等について第22条の2の13の2第2号の規定を適用しないとしている趣旨は、今回の制度改正によりまして、場合によっては事業者の料金値上げ等が行われ、利用者にとって不測の不利益が生じかねないと懸念したためでございます。御指摘のとおり、これを未来永劫続けるつもりはございません。モバイルの規定も同様に当分の間違約金等に係る規定を適用しない旨の規定を置いているところでございます。こういった類似の規定についての検討状況も踏まえながら、こちらについても適切に見直すようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○三友部会長　西村委員、よろしいですか。

○西村委員　どうもありがとうございました。

○三友部会長　　どうもありがとうございます。

　　続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理　　佐藤です。消費者保護ルールの在り方でいろいろ起こっている問題を改善されるとのことで基本的に賛同しています。違約金とか、個人の話ですけど、スイッチングコストを最小限に抑える、これは大事な方針で、工事費、作業のいろいろコストを回収することに当たって、例えば違約金の上限を設定するようなことをされました。結構ですけど、質問としては、その基になる工事費とか、作業のコストはどう考えたらよいか。要するに、民間で競争しているから、特に我々は考えなくても、コストベースのものになっているとか、そもそもコストベースになっているかどうかはこれからウオッチしないといけないとか、特にNTTは大きな数字を持っているとすれば、そのコストの在り方もどこかで議論する必要が出てくるのか。その辺、考え方を教えていただければと思います。

○三友部会長　　ありがとうございます。それでは、総務省、お願いいたします。

○片桐消費者行政第一課長　　佐藤委員、ありがとうございます。御指摘の点につきましては、基本的には、競争の中で適正な価格が決まるのではないかと考えておりますが、この適正性については、競争ルール等を検討する場で、また、必要に応じて御検討いただければと考えてございます。

　　消費者保護の観点から申しますと、私ども総務省では電気通信消費者相談センターを設けておりまして、日々利用者の苦情相談を受け付けております。また、全国の消費生活センターに届く苦情等も分析しまして、どういったことを解決することが消費者保護の観点から必要なのかについて検討してきたものでございます。その観点から申しますと、入口というよりはむしろ出口が問題だということが見えてまいりました。といいますのも、消費者は必ずしも合理的な選択をしているわけではなく、入口の料金に対してはかなりシビアな判断をされている一方、出口の部分、すなわち解約時に幾ら払うかといったことについては、契約時にはあまり強く認識していないケースがそれなりにあり、それがトラブルにつながっているという実態が分かったものでございます。これを踏まえ、今回の改正のコンセプトは、事業者が利用者に請求する額自体について何か言うものではなく、単にその請求する時期を解約時に寄せるといったことはやめるべきというものです。こういった考え方に基づいて制度を見直したところでございます。もちろん、この制度改正の結果の効果については、引き続きモニタリングをいたしまして、必要が

あれば改正をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 佐藤部会長代理 丁寧な説明ありがとうございました。消費者の行動や苦情もきちっと見ておられるようなので、せっかく制度改正したので、例えば解約金とか、いろいろな工事費みたいなものがどう変わっていくとか、消費者の苦情がどういうふうに減っていくとか、見ていただけているということなので、総務省でしっかりフォローアップしていただければと思います。

以上です。

- 三友部会長 どうもありがとうございました。大変重要な御指摘といたしますか、御示唆をいただいたと理解しました。その点、総務省でよろしく願いいたします。

そのほかにいかがでしょうか。チャット機能で申出いただくか、あるいは直接御発言いただいても結構でございますので、もしありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局に確認をいたします。先ほど大谷委員からの御指摘によりまして、意見3-2の考え方の修正がございますが、この修正に関しては答申案に関して影響がないと理解してよろしいですね（※）。

- 片桐消費者行政第一課長 片桐でございます。答申案には特段はねるものではございません。

- 三友部会長 それでは、もしほかに御意見がございませんようでしたら、諮問第3146号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 三友部会長 ありがとうございます。

- 三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

全体を通して、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

- 福田情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。次回の電気通信事業部会につきましては、また別途御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

- 三友部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうも長い時間、ありがとうございました。

## 閉 会

(※)の発言に関連して、後日、意見3-2の考え方の修正が答申案に影響がないことについて、三友部会長から情報通信行政・郵政行政審議会事務局に対し確認があり、情報通信行政・郵政行政審議会事務局としても、当該変更により答申に影響がない旨の回答をしている。